鯖江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画
策定支援業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

１．趣旨

この実施要領は、鯖江市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めるものである。

２．業務概要

（１）目　　的　別紙仕様書のとおり
（２）業 務 名　鯖江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務
（３）業務期間　契約締結日から令和９年３月31日までとする。
（４）業務内容　別紙仕様書のとおり

３．委託料上限額　　￥６，５４５，０００円 （消費税および地方消費税を含む）

４．参加資格

本業務の公募に参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）鯖江市物品等入札参加資格を有するものであること。
（２）鯖江市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。
（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きを開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続きを開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
（５）鯖江市暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第２条に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。
（６）高齢者福祉計画および第８期・第９期介護保険事業計画の策定実績があること。

５．スケジュール

手　続	日　程
公告（実施要領等の公表）	令和８年４月　２日（木）
質問書の受付期限	令和８年４月　８日（水）午後５時必着
質問書に対する回答	令和８年４月14日（火）
参加表明書の提出期限	令和８年４月17日（金）午後５時必着
企画提案書等の提出期限	令和８年４月24日（金）午後５時必着
審査会（プレゼンテーション）	令和８年５月13日（水）
審査結果の通知	令和８年５月15日（金）
契約手続	令和８年５月20日（水）

※提案書等の受付後、提出物内容について質疑等を行う場合がある。
※選定結果の日程については、目安であり、状況により変更する場合がある。

６．参加表明書の提出

（１）提出期限

令和８年４月 17 日（金）午後５時必着

（２）提出方法

郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便または配達証明に限る。

（３）提出書類

次に掲げる書類を正本１部、副本１部提出すること。

①参加表明書（様式第２号）

②会社概要書（様式第３号）

③宣誓書　　（様式第４号）

④添付書類

・鯖江市物品等入札参加資格審査受付票の写し

（４）提出先

「13. 書類提出先・問合せ先」のとおり。

（５）参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第５号）を提出しなければならない。

７．審査資料等の提出について

（１）提出書類

順番	提出書類の名称	様　式	部数
1	企画提案申請書	様式第６号	１部
2	企画提案書	任意様式	９部
3	業務実施体制調書	様式第７号	９部
4	高齢者福祉計画および介護保険事業計画の契約実績書	様式第８号	９部
5	見積書	任意様式	９部

（２）提出部数

正本１部、副本８部

（３）作成要領

①提案書は、「提出書類一覧表」の順番にまとめること。

②提案書の体裁は、原則として両面印刷 A4 （A3 の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。縦左綴じ、任意様式とする。刷色は、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

③提案書の文字のサイズは 11 ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

④様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成すること。

⑤様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。

⑥A4 サイズのファイルに綴り、書類ごとにインデックスをつけること。ただし、A3 サイズ（概要図やイメージ図等）は折りたたんで綴ること。

⑦専門知識を有しないでも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

⑧正本１部は、商号または名称および代表者氏名の記入および社印を押印したものとし、副本８部は、正本の写しで商号または名称および代表者氏名の記入および社印から会社等が推定できないものを提出すること。
※副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。

⑨提案書は、１者１提案とする。

⑩郵送（簡易書留）により提出する場合は、封筒の表に企画書在中と朱書きすること。

⑪企画提案書（任意様式）は、次の内容を必ず含むこと。
・計画の基本的な考え方
・業務実施方針
・アンケート調査の集計・分析方法
・第 10 期計画策定に関する提案
・令和８年度のスケジュール
・その他独自提案

⑫業務実施体制調書（様式第７号）は、本業務を受託した場合の業務実施体制を記載すること。なお、過去５年以内に従事した業務および手持ち業務について記載すること。

⑬高齢者福祉計画および第８期・第９期介護保険事業計画の契約実績（様式第８号）を記載すること。

（４）見積書（任意様式）
消費税を含む金額とし、企画提案の内容に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記載すること。
商号または名称および代表者氏名の記入および社印を押印したものを提出すること。

（５）提出期限
令和８年４月 24 日（金）　午後５時必着

（６）提出方法
郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便または配達証明に限る。

（７）提出先
「13.　書類提出先・問合せ先」のとおり。

８．質問の受付および回答について

（１）質問の提出期限
令和８年４月８日（水）　午後５時必着

（２）提出方法
電子メールによることとし、質疑書（様式第１号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールの件名を「計画策定支援業務委託　質疑書の提出（業者名）」とし、「SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp」まで提出すること。（送信後、市担当者に電話確認すること。）口頭による質問の受付は行わない。

（３）質問に対する回答
令和８年４月 14 日（火）までに鯖江市ホームページに掲載する。

９．審査について

「鯖江市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、各事業者の企画提案書ならびに企画提案ヒアリングから、「鯖江市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務審査基準」に基づいて総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。

（１）提案書説明（プレゼンテーションおよび質疑応答）

①日時

令和８年５月 13 日（水）

※時間、場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

※プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

②所要時間

プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 15 分以内

③出席者

３名以内とする。

④説明

事業者の説明は提案書により行うこととし、追加の資料は認めない。ただし、モニター等を使用し、提案書に記載された内容を補足説明することは認める。 モニター等を使用する場合は、あらかじめ申し出ること。この場合、モニターおよびケーブルは市が用意するが、パソコンは参加者が持参すること。

（２）審査結果の通知・公表

審査の結果は、参加者すべてに書面によって速やかに通知する。また、下記項目について、鯖江市ホームページにて公表する。

（公表事項）

① 候補者の名称、総合点

② ①以外の参加者の総合点

※参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

10. 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

11. 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を受注候補者とし、契約締結に向けて協議を行う。なお、優先交渉権者との協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の提案者を受注候補者とする。

12. その他

（１）提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務プロポーザル実施要領等の内容について、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

（２）提出書類の受領後の差し替えおよび再提出は認めない。

（３）提案、その他手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

（４）提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

（５）提出された書類は一切返却しない。

（６）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。

13. 書類提出先・問合せ先

〒916-8666
鯖江市西山町 13 番 1 号
鯖江市健康福祉部　長寿福祉課（担当：橋本）
電話　　0778-53-2218（直通）
FAX　　 0778-51-8157
E-mail　SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp